

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	なは女性センターの利用許可、利用変更許可、利用許可の制限、利用取り消し等		
根拠法令及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なは市民協働プラザ条例 第7条、第8条、第41条</li> <li>・なは女性センター規則 第2条、第3条、第6条</li> </ul>		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) なは市民協働プラザ条例 第7条、第8条、第41条 なは女性センター規則 第2条、第3条、第6条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成26年9月30日	審査基準 最終変更年月日	平成 年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年3月20日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部 平和交流・男女参画課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 【別紙】

### 『なは市民協働プラザ条例』

(利用許可の制限)

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働プラザの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他市長等が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長等は、利用の許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用許可)

第41条 第37条第1号の学習室を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第36条の目的に反すると認めるときは、第1項の許可をしない。

### 『なは女性センター規則』

(許可の申請)

第2条 条例第41条第1項の許可(以下「許可」という。)の申請は、なは女性センター利用許可申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日。以下同じ。)から受け付けるものとする。ただし、市長は、条例第36条の目的を達成するため特に必要と認めるときは、利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から受け付けることができる。

(許可の決定)

第3条 許可の決定は、申請順によるものとする。この場合において、申請が同順位のとときは、抽選又は協議によるものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、なは女性センター利用許可書(第2号様式。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(許可の変更)

第6条 条例第41条第1項後段の規定による変更の許可の申請は、なは女性センター利用変更許可申請書(第3号様式)に利用許可書を添えて、行うものとする。

2 市長は、前項の申請に対し許可の決定をしたときは、なは女性センター利用変更許可書(第4号様式)を申請者に交付する。